

【審査論文】

市町村を中心とする子ども家庭福祉行政実施体制の必要性に関する研究 —子どものレジリエンスと社会的親に着目して—

佐藤まゆみ

A Study on Necessity of Child and family Welfare Administration System for Local Government —Focus on Resilience and Social Parent—

Mayumi SATO

要旨

本研究は、市町村を中心とする子ども家庭福祉の実施体制構築の必要性について、特に子どものレジリエンスとそれを支える環境の1つとして社会的親に着目し、子ども家庭福祉を取り巻く現状を踏まえ、文献研究に基づいて子どもの立場から理論的に検討することを目的とした。

その結果、現状からは、単相的育児の中で育つ子どもにとって、大人たちとの関わりの少なさはモデルの獲得や多様な人間関係、社会性の発達等の機会を乏しくさせていることが明らかになった。逆境にさらされても良好に適応する力であるレジリエンスは、「生涯を通して必要なもの」であり、個人の生得的な心の特性にのみよるものでなく、外的特性もあいまって「支えられる」ものである。そのため地域の中に大人とのつながりを作ることが、子どものレジリエンスを支える環境となると考えられた。また、要保護児童に限らず、地域で生活する子どもの中にも、親の離婚をはじめとするあいまいな喪失を体験する子どもがおり、一生にわたり向き合う可能性があることから、レジリエンスは特に必要であることが明らかになり、その力となるものの中には新しい関係性によるものが含まれていた。レジリエンスの防御推進要因には、養育にかかわる大人がいることがあり、この点でも社会的親の必要性が指摘できる。

以上のことから、子どもの支援はある特定の時期に、特定の領域だけに関わるのではなく、子ども期全体、必要があればその先まで見通し、支援チームを形成して支援の連続性を担保することが必要である。そのためには、虐待から子どもの命を救う対応等とは別の観点で、子どものレジリエンスに着目し、社会的親と出会い、関わり生きていくための環境として、市町村を中心とする子ども家庭福祉行政実施体制を構築する必要があると考えられた。

キーワード：子ども家庭福祉行政実施体制 (Child and family Welfare Administration System)、市町村 (Local Government)、レジリエンス (Resilience)、社会的親 (Social Parent)、あいまいな喪失 (Ambiguous Loss)

1. 研究の背景

(1) 子ども家庭福祉の実施体制の状況と近年の状況

1947（昭和22）年以降、子ども家庭福祉行政実施体制は、要保護児童福祉は都道府県中心、保育・子育て支援は市町村中心に二分され、前者の理念は公的責任による介入の強化、子どもの保護や権利擁護、後者は社会連帯や子育ての社会的支援等が中心となっている（柏女・佐藤2017）。今日までそれを前提に整備を進めてきたが、結果的に子どもが生活する土台や支援のプラットフォームの分断につながり、子ども家庭福祉分野内で領域ごとに専門性やノウハウを蓄積してきた（佐藤2017a）。

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の報告書（2016）は、市区町村を中心とする基盤強化と地域における支援機能の拡大、子ども家庭福祉の実施体制を基礎自治体中心に再構築するイメージを示し、実施体制の問題や役割分担の不明確さが支援の難しさにつながっていることに言及した。

2016（平成28）年の児童福祉法改正により理念が改正され、最善の利益という文言が使われた。さらに、地域を基盤としたソーシャルワークの機能を担うことが期待される「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を法定化し、設置を努力義務とした。その支援にあたっては、包括的・継続的支援に努めることとされている。また、「新しい社会的養育ビジョン」（2017）では、全ての子どもと家庭を支援するため、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る必要性に言及した。

2015（平成27）年の子ども・子育て支援新制度導入をはじめ、近年の動向は、子ども家庭福祉における市町村中心の実施体制構築に近づくと考えられたが、前提とされてきた二元的実施体制が堅持された。それにも関わらず、地域を基盤とした支援や子どもの最善の利益を是あるいは所与のものとして議論が進められており、市町村中心の体制を子どもの立場から捉え直すといった理念の検討は十分であるとはいえない。

例えば、高齢者福祉分野の地域包括ケア体制を見た時、介護保険法第5条第3項は、「国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、（中略）医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。」とした。この条文は、2011（平成23）年以降地域包括ケアの構築の理念として、「介護の将来像（2025年の地域包括ケア）」の基礎となり、2015（平成27）年に本格施行された「地域包括ケア見える化システム」を構築し、地域における支援の土台をより強化することに結実した。地域包括ケアは、障害者や子どもを含むすべての住民のための仕組みとして言及されている（地域包括ケア研究会2013）が、子ども家庭福祉では、必ずしも地域包括的な支援がなぜ必要かを十分示さないままに、制度改正が続いているように思われる。

(2) 子ども家庭福祉における理念の検討の必要性

筆者は、子ども家庭福祉において市町村の役割が強化された2005（平成17）年度からの10年間を評価する研究を行い、「理念の明確化と実態に即した方向性を示すグランドデザイン」の必要性をはじめとする4点の課題を提示した（佐藤2017b）。

まず、児童の権利に関する条約第3条にある「児童の最善の利益」を踏まえる必要があるが、その定義は必ずしも明確ではない。本研究では「子どもの生存、発達を最大限の範囲において確保するために必要なニーズが最優先されて充足されること」（網野2002a）と捉えることとした。これを念頭において、市町村を中心とした体制整備にあたって、すべての子どもに通底する考え方を基盤に据えることが必要である。

子ども虐待を例に挙げると、「今日では、虐待をする親の30%程度が自らも虐待を受けた経験があると考えられている」(庄司2011)。つまり、虐待を受けた経験があっても、必ずしも虐待をする親になるとは限らないことを示している。このことは、虐待という逆境にさらされた経験があっても、良好に適応する力であるレジリエンスを発揮する人は、世代間連鎖に至らない可能性があると考えられ、この子どもの力に着目したい。親子分離となるのは虐待の相談対応件数のうち約4%程度であり、大半は在宅指導となり、逆境とともに地域にいる。また、虐待が必ずしも連鎖しないことについて、庄司(2011)はその保護要因として、人生のどこかで良い人間関係を経験すること、自分が受けた虐待体験を自覚・納得し、心の整理がついていること、何か長所・取り柄があることなどが重要だと考えられるとし、内的な要因に限らず外的な要因も挙げている。

要保護児童に限らず、離婚、ステップファミリー、DV、子どもの貧困、障害等の困難を抱える子どもたちも、地域で生きている。その課題の中で逆境のなかにいる子どももいるかもしれないし、子どもが身体的・心理的に何かを失うことだけでなく、身近な家族との関係で「『そこにいるけれどもいない』」(Boss2015)心理的な不在を含めたあいまいな喪失とともに生きている可能性があることも見過ごせない。

網野(2002a)は、「人間が、順調に、適切に安全の欲求が満たされていくと、心に安全基地が形成されていく。この力は、子ども自らの自己実現の力を育むものとなる」とし、子どもの安全基地の形成には3つの段階を必要とすることを指摘している。第1の安全基地は愛着の形成そのものであり、第2の安全基地は「子育て環境のなかでかかわりをもつある特定の人物であり、自分を本質的に肯定し受容してくれていると深く実感することができる人物」であり、親以外の場合が非常に多いこと、複数存在することも多いと指摘する。第3の安全基地は、自分自身であるという。「2つの安全基地が確固として確立されるならば、やがて、エリクソンらが命名したいわゆるアイデンティティの確立が可能になる」としている。そして、「生涯にわたって自己実現を図ろうとする営みは、自己と他者の相互関係なくして成し得ない」とし、網野はさらに、子どもの育ちに関わる「社会的親」の必要性を指摘している。

以上のことから、市町村の子ども家庭福祉の体制整備が進行する中、子どもが生きる場所をなぜ市町村で整える必要があるのかについて、子どもの立場に立った理念からの検討が必要であると考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、市町村を中心とする子ども家庭福祉の実施体制構築の必要性について、特に子どものレジリエンスとそれを支える環境の1つとして社会的親に着目し、子ども家庭福祉を取り巻く現状を踏まえ、文献研究に基づいて子どもの立場から理論的に検討することを目的とした。

3. 研究方法

本研究は、子ども家庭福祉の実施体制再構築、レジリエンス、それを支える社会的親に着目した文献研究である。CINIIの論文検索により「子ども家庭福祉」+「実施体制」11件、「子ども」+「福祉」+「レジリエンス」9件、「社会的親」6件、「市町村」+「子ども家庭福祉」21件であった。そこから子ども家庭福祉分野において特に市町村や地域の体制、現状や理念に言及した論文を選択し、関連する学術書を加えて分析した。

4. 倫理的配慮

本研究は、市町村中心の子ども家庭福祉行政実施体制の必要性について、現状と理念の側面から文献を

用いて分析、言及することを目指すものである。先行研究の引用にあたっては、日本社会福祉学会の研究倫理指針の指針内容「A引用」にのっとり、出典や引用部分の明記を確実に行うよう努めた。

5. 研究結果

(1) 子どもと家族を取り巻く現状と市町村中心の体制の必要性

①子どもと家族の関係性

家族の中での「子ども」を考えると、関係的地位¹⁾と捉えられる。関係的地位は、将来にわたってひとつの家族が終わりを迎えるまでの、継続的で永続的な関係を想定しているように捉えられる。社会（ソト）からもそのようにみなされており、家族そのもの・母親役割・親子関係に寄せられる社会的に肯定的なイメージ（あたたかい、安らげる、ほっとする等）が絡まってシンボリックに扱われる。夫婦・親子という関係と父母・子どもという関係的地位は、暗にうまくいくものであるという理解があると考えられる。しかし、実際には虐待、DV、離婚等のように、そうでない場合に生起するニーズが支援の対象となっている。

②家族の規模と危機

子どもの生活拠点のベースになる家族を考えると、その規模（平成27年国勢調査（2016）平均世帯人員2.33人）や機能の縮小・弱体化は深刻である。家族の規模が小さいことはメンバーが少なく、欠けた役割を補完・交代することが難しいことを示しており、生活の困難が直接危機に結びつきやすい可能性がある。

このことは、拡大家族（三世代世帯302万世帯で全世帯の6%弱）がごくわずかになり、核家族（全世帯の6割弱）が主流になっている実態から考えれば、どの家族・子どもにもあてはまる。つまり、子どもたちは危機に直面しやすく、それと折り合って生活しなければならない環境に置かれていると考えられる。

③家族と社会との結びつきの希薄化

デイヴィッド・チール（2006）は、多くの母親とその家族を支えるために役立っている社会的な結びつきというネットワークは、時に女性の社会資本（彼/彼女が単独では手に入れられそうにもない資源に接近するために用いる社会的支援の総体のこと）の一部として言及されることがあるとしている。社会資本は、移民や低所得家族、多くの公的サービスをたやすく利用することができないような国々では、中間階級の家族にとっても重要であるという。社会的ネットワークの規模と性質には階級によって、資源の違いに由来する大きな相違があり、ブルーカラー家族の母親たちの社会的ネットワークには親族が多く、ホワイトカラーでは逆であるとする。ホワイトカラーは、家族、近隣の人々を越え、コミュニティにまで広がった幅広い範囲の社会的接触をもつことが多く、新しい資源に接する際の大きな利点をもたらすという。

これを参考にすると、1960年代以降、日本の社会保障の充実・所得水準上昇による個別家族の自立性の増大は、親族への依存を弱め、公的施設・制度への依存を強めたと考えられる。様々な情報や経済的・人的資源をもとに社会的ネットワークを形成できる家族と、そうでない家族が存在する。家族とその家族メンバーが、他者との付き合いが小さくなり形成するネットワーク自体も縮小しているため、社会との結びつきが弱く危機に陥り易くなっている。

④育児の単相化と大人との関わりの減少

地域包括的な支援が構想される背景の1つには、ソーシャルキャピタルが損なわれていることがある。特に、人間関係の希薄化や私的ネットワークの小規模化に見られるような「つながりの希薄化」であり、これを子ども家庭福祉分野で考えれば、保護者から見たときには「子育ての孤立化」や「助けが得られな

い、「育児不安」、「仲間がいない」等の状態になる。これを補うべく、子ども・子育て支援新制度に見られる就学前の子育て支援・保育サービスに重点を置いた施策が進展した。網野(2002b)によれば、複相的育児とは「多世代家族や多様な階層関係、近隣関係の中で、両親とくに母親に限らない拡大的で多面的な育児」をいう。先述の状況では、まさに複相的育児は困難になったといえる。

さらに網野(2005)は、単相的育児についても言及し、育児の単相化がもたらすダイナミックスの変化について、2つの問題と課題に結びついていることを指摘する。1つは「実の親とくに母親にかかわるもの」であり、子育て上の課題は大なり小なりすべての子育て家庭に普遍的にみられるものとまとめている。もう1つは、「子どもにかかわるもの」であり、「とくに乳幼児期から学童期の子どもにとって必要不可欠な多様なモデルとなり得る魅力ある多くの大人たちとのかかわりの機会を極めて乏しくさせ」、「多様な人間関係や社会性の発達の機会を限定させ」、「親準備性や、大人準備性の機会を乏しく」させていることを指摘している。さらに、「このことは、母子間の愛着形成の問題や母子密着の問題と重なると、一層子どもの発達の可能性や自立、自己実現の機会を制限するメカニズムとして機能しがちである。」と述べている。こうした「子育て上の問題や課題は、他の遊びや時間の過ごし方とも関係して、思春期、青年期に至る引きこもり、自分探し、他者や異性との人間関係への戸惑いや回避と結びつき、ひいては、結婚、出産、子育てへのモチベーションの低下と重なる部分もみられる。」と述べている。

こうした単相的育児の中で育つ子どもにとって、大人たちとの関わりの少なさは、モデルの獲得や多様な人間関係、社会性の発達、親準備性や大人準備性の機会を乏しくさせていることが明らかになった。「乏しい」は不足していることや少ないことを意味していて「無い」こととは異なるが、子ども家庭福祉の領域で考えると、虐待や社会的養護、ひとり親家庭(離婚や未婚)、障害、非行のように、そうした機会を失う場合があることを考慮する必要がある。生物学的な親との関係性だけでなく、地域におけるその他の大人たちとの関係性をもつことによって、子どもは子ども期だけでなく、将来にわたって多くの助けを得るための資源をもつことができる可能性がある。

網野(2002a)は、3つある子どもの安全基地のうち、2つ目の安全基地が、「育てることよりも子ども自身が心豊かに『育つ』ことを率直に尊重し、受け止めてくれる人物であり、親以外の場合が非常に多いであろう。」と、実の親とは限らず、複数存在することを指摘する。特定の肯定・受容してくれている人物という安全基地を通じて、自己有能感、自尊の感情を育てていくことができるという。特に保護・扶助としての福祉を必要とする子どもに対しては、そのニーズを充足させることはそうした安全基地の形成・再形成の営みであり、専門職者あるいは里親、ボランティアなどの人々を深く受け止めることができる体験をもつことができるように努めることを重要な責務であると述べている。

加えて、虐待は必ずしも連鎖せず、よい適応をしている場合は保護要因に外的な要因もあったことから、リスクを低減できる要因は個人の生得的なものだけでなく、環境との相互作用や関係性に求められるのではないかと考えられた。「生涯にわたって自己実現を図ろうとする営みは、自己と他者の相互関係なくして成し得ない」(網野2002a)という考えに依拠すれば、地域における子どもの育ちを考える際に、その環境のひとつである「社会的親」の役割やその必要性を明らかにすることが重要であることを指摘できる。

(2) レジリエンスと社会的親から考える一市町村中心の体制構築との関連を含めて一

以下、レジリエンスと社会的親に着目して論じる。本研究では「環境からのさまざまなサポートがあることで、後になって精神的な健康を回復できるという考え方をレジリエンスは支持する」、「発達初期重視からの転換、個人要因重視から社会環境要因重視への転換である」(仁平2014)ことに着目し、環境とい

う側面からレジリエンスを捉える。そのため、生得的な個人の遺伝的・内的な脆弱性には言及しない。

①レジリエンス (resilience) とは何か

レジリエンス自体は、欧米における研究が1970年代より盛んに行われており、エンパワメントやストレングスと関連の深い概念である。その訳語は、子ども家庭福祉分野においては庄司(2009)や門永(2009)(2011)が先行研究を整理し、保育分野では高辻(2010)が、精神医学分野においては岡野(2009)が述べている。理工学や経済学などでもレジリエンス研究は行われており、研究領域において定義や解釈は異なる場合もある。

少なくとも上述の分野の用語の整理をまとめれば、レジリエンスは、「(心の、あるいは精神的)回復力」、「心の強さ」、「強靱性」、「しなやかな(resilient)」、「弾力性」等が使われていることになる。Resilienceの辞書的な意味は、弾性、弾力性、跳ね返り、復元力、回復力である。レジリエンスとは、「継続的な、肯定的な適応能力を特長とするもの」であり、「生涯を通して必要なもの」とされる(Boss2015)。

児童精神医学や発達精神病理学では、レジリエンスを「リスクの存在や逆境にもかかわらず、よい社会適応をすること」(庄司2009)と定義して扱っており、レジリエンスは「リスクに曝されること」と「良好な適応をすること」という2つの条件を満たす必要があるとされている。社会福祉学におけるレジリエンスの捉え方も、上述のものとはほぼ相違ない。例えば門永(2011)は、マークW.フレイザーらのレジリエンスの定義「逆境にもかかわらず、うまく適応すること」と、そのリスク要因と防御推進要因を紹介している。

②レジリエンスの視座と市町村中心の体制

子どもがもつレジリエンスを促進するという視点から、門永(2011)は、マークW.フレイザーらのリスクとレジリエンスの視座の特徴について、「…リスクを軽減し、子どもをリスクから防御する要因(防御推進要因)を増強することによって、子ども自身がもつ力であるレジリエンスを促進するという実践上の戦略を備えていること」と述べている。とりわけ、このリスクとレジリエンスの視座は、「貧困や虐待等の心身の発達を阻害する危険性(リスク)が高い状況におかれながらも、子どもが内的・外的な能力や資源を活用して良好に適応すること(レジリエンス)に着目した考え方」であるという(門永2011)。

これだけ聞けば、危機的な状態にある子ども(要保護児童)が発揮する特別な力のように思える。しかし、危機的な状況を乗り越えられる人とそうでない人がいることはすでに指摘されており、そこにレジリエンスが関与しているという認識は、社会福祉学分野のみならず、心理学分野、精神医学分野におけるレジリエンス研究でも同様である。

レジリエンスは、ソーシャルワークの文脈においては「固定的な特性ではなく、むしろ社会的な環境とともに変化する力動的な特性」(門永2011)と捉えられているため、個人の生得的な心の特性にのみよるものではなく、外的特性ともあいまって「支えられる」ものであると考えられる。

その意味で、様々な環境と相互作用しあって生きる人間を捉えるソーシャルワークのエコロジカル・パースペクティブを基本に、子どものレジリエンスを「支える」ための防御推進要因となる資源を身近なところに用意するため、公的・私的なつながりを含めた関係性を紡ぐ構造を用意する必要があると考えられる。

そのためには、制度的に分断されている子ども家庭福祉の構造をつなぎ合わせ、最適な体制へと再構築することが必要である。その際には、現行の都道府県中心の体制より、生活の場に近い市町村中心の体制の方がより有用であることが指摘できる。なぜならば、先述の現状に加えて、マークW.フレイザーらによって、リスク要因と防御推進要因の相互作用の1つに文脈的な影響(「脆弱性に影響を与える諸条件」として、子どもが所属する集団や近隣の特性や雰囲気、文化的要素が挙げられているからである(門永2011)。

子どもの精神的なことも含め、地域の中で培われる生活の営みそのものが、子どもが体験する文化を形成するものであり、この当たり前の生活が「地域」で継続的に営まれることが重要であることを示唆していると捉えられる。したがって、地域で生きている子どもはもちろん、直面した危機によって地域から離れなければならない事態が起きても、子どもが生まれ育った地域や人との接点や関係性を持ち続けることができる仕組みが必要である。現状の二元的な実施体制では、その接点を奪う結果になってしまっている。

なお、各分野におけるレジリエンス研究では極めて実践的な考察がなされているが、マークW.フレイザーらは、ソーシャルワークの実践的な概念としてのみではなく、「レジリエンスを取り入れた子ども家庭福祉政策のあり方を提言していること」(門永2011)もあり、市町村中心の実施体制へと再構築する際、子どもを中心に据えた理念、実践的概念のひとつとして、レジリエンスを捉える必要があると考えられる。

③リスク要因及びリスクを弱める防御推進要因と市町村中心の体制

人間にふりかかるリスク要因は、単一で子どもの脆弱性を強めるというより、複数の要因が重なって危機的状况を引き起こすと考えられている。これは、研究的、実践的にも一般的な認識といってよいだろう。

岡野(2009)によれば、精神医学で扱うPTSDにおけるレジリエンスは、「脆弱性(vulnerability)」の概念と対に論じられることが多いとし、Ahmed(2007)による比較的目的に見えやすい性格的な特徴を中心に、参考になる要因を紹介している。性格特性に通じる内的なものを除いて、レジリエンス因子の外的な特徴をみると、「安全性」、「模範となる人がいること」、「支持的な人がそばにいてくれること」が示されている。

レジリエンスを高めるファクターとして、生まれつき持っている本人の気質や知能も深く関わっているとされる(岡野2009)が、「大人とのよい関係がもてていること」、「指導者や模範的な先達をもつこと」などもまた重要であると指摘されている。さらに、「子どもが支持的な他者や成長のための機会に触れることで、すぐれた機能を促進する」ような性質をもつものもある(門永2011)という。

マークW.フレイザーらによれば、「脆弱性は、発達の機能や成熟度が変化するにつれて移り変わる。脆弱性に内包される、変動するという性質は、個人と環境の諸条件の相互作用からもたらされる。」と述べており、発達の的には生来的・個人的要因は乳児期により重要であり、思春期では対人関係の要因がより重要になると指摘している(門永ら2009)。このことは、網野(2002)の述べた3つの安全基地とも関連し、乳幼児期に十分な安心安全の基盤を作り、そこをベースキャンプにして多くの他者と関わり、広がりのある関係づくりができるよう支援することの必要性を示唆しているといえるだろう。

そして、レジリエントな状態に至った個人には、「すぐれた対人関係や環境の資源が見受けられる」(門永2011)とも指摘されている。後述するとおり、リスク要因の影響を弱める働きをするものを防御推進要因と呼んでいるが、その防御推進要因には3つのシステムレベルがあり、「近隣や学校を含む広範な環境の諸条件」のレベルには、「教育、就労、成長、ものごとを達成する機会が多いこと」、「集団による効力」、「思いやりのある大人がいること」が挙げられる。「家族の諸条件」のレベルには、「良好な親子関係」と「効果的な育児」がある。「個人の心理社会的、生物学的な特性」のレベルには、「『扱いやすい』気質の乳幼児であること」、「自尊心、頑健性」、「規範的な役割における対処能力、自己効力感」、「知能が高いこと」が挙げられている。これらの防御推進要因は、リスク要因の影響を緩和したり、リスク要因の発生そのものを予防することができるという(門永2011)。

小塩ら(2002)は、精神的回復力尺度は自尊心と関連があることを明らかにし、困難に立ち向かう力には自尊心が深く関連していることを指摘している。先述のとおり、レジリエンスの防御推進要因の内的なものとして捉えられるものの中にもまた、自尊心が挙げられている。このことは、子どもが成長する過程に

において、自尊心を育む前段階として、第1、第2の安全基地（網野2002a）を手に入れ、さらに自尊心を高めるような豊かな関わりを持つことの必要性を示していると考えられる。つまり、他者との相互関係である。

さらに、レジリエントな子どもをリスクから防御してくれた要因として、松島（2014）は個人要因のほかに、「家庭や地域の人々からの関わり」を挙げ、「家庭内に少なくとも1人は情緒的に安定していて、彼（女）らの様子に敏感に対応してくれ、信頼関係を結べる人」がいたこと、「地域のなかでも、年長者や仲間を信頼しており、自分が困ったときには相談できる人がいた。」と、周囲の働きかけがあったという。

以上のことから、子どものレジリエンスは、上述のような人間関係や環境的資源を豊かに持っている者ほど高められ、多くの他者と関わる機会があれば様々な人間関係や所属（居場所）が生まれ、自尊感情を高める機会も得られると考えられる。それは、連続的な時間の流れの中で育まれていくものと考えてのが自然であり、制度的な分断によって子どもの時間的な連続性を奪う実態では、保障できているとはいえない。

また、先述のとおり、多くの人が家族の変容や、社会・地域とのつながりの弱さ等環境の脆弱性もあって、リスクを分散しにくくなり、どのような人であっても危機に陥りやすくなっているといえる。

子どもの場合は、親や家庭を全ての活動（心身はもちろん、社会的なもの全て）の基盤にしており、危機によるダメージは「ソト」とのつながりを持つ大人とは異なり本人を直撃する。したがって、子どもの成長の過程に多くの人間が関わりながら、子どもが安全基地をもって多様なつながりを作ることが必要になる。しかし、放っておいてはそのつながりは作れないばかりか、さらに弱まり範囲も狭まることが予想される。

新しい社会的養育ビジョン（2017）は、「地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するために、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図らなければならない。」と述べており、全ての子どもを支える市町村の体制が求められていると理解できる。

子どもが逆境におかれても良好な適応ができるレジリエンスを支えることは、子どもの最善の利益につながる。身近な地域の中に大人とのつながりを作ることは、子どものレジリエンスを支える環境となる。その環境を作る仕組みとして、市町村中心の実施体制を構築することが一定の有用性を持つと考えられる。

④あいまいな喪失とレジリエンス

要保護児童が体験する危機は、全ての人に当てはまるものではないが、例えば、子どもが生きている家庭は夫婦を基盤としており、その絆は家父長制の強烈なリーダーシップによる絆とは異なり、脆い。すなわち、子どもは離婚という危機を体験しやすくなっている。ポーリン・ボスは、「あいまいな喪失のモデルの概念的な基盤は、家族のストレス理論にあります」（Boss2015）と述べている。

親が「生きてはいるけれどもいない」状況は、あいまいな喪失の2つのタイプ「身体的には不在であるが、心理的に存在していると認知される場合」、「身体的に存在しているが、心理的に不在であると認知される場合」（Boss2005）のうち前者にあたる。これは離婚に限らず、関係性において生じる喪失と考えられる。

ポーリン・ボスの来日講演をまとめた資料では、あいまいな喪失の定義を「はっきりしないまま残り、解決することも、終結することもない喪失」（季刊ヴィ編集部2013）と示した。Boss（2014）は、「曖昧な喪失には、明快がありません。解決することもなければ、終わりもないということです。この特異にして深刻なタイプの喪失は、身体にも心理にも起こり得ます。」という。さらに「悲しみはどこかの時点で終わらせることができるというのです。しかし、そうではないのです。」（Boss2014）と一生にわたり

向き合う可能性があることも指摘する。ここから、子どもの支援にあたっては、長い期間を要すると理解できる。

あいまいな喪失のモデルの根本は、「レジリエンスに重点を置いた文脈的なストレスという視点にあります。…クライアントが自らのレジリエンスを高めることによって特有のストレスや不安とともに生きられるようになることだということです。」そして、「あいまいな喪失の場合、このレジリエンスは特に必要となる」と指摘している (Boss2015)。あいまいな喪失とともに生きていく上で力となるものの中に、「新たな役割をもつ」、「新たな関係を育てる」といった、新しい関係性によるものが含まれている。

⑤社会的親とレジリエンス

子どものレジリエンスの検討から体制再構築の必要性がわかってきたが、門永 (2008) の述べている「防御推進要因」のひとつに「養育にかかわる大人がいること」が挙げられている。このことは、子どもの身近なところで子どもの育ちに関わる大人がいることは、子どもの力を支えるということを示唆しており、子どもにとっての社会的親 (網野2002a) の必要性に、重要な示唆をもたらしている。

社会的親とは、「実の親以外の人で、恒常的、部分的、間歇的、一時的に子育てに関わる人をいう。」とされ、広義には実の親以外の家族・親族も含まれるとする。諸事情によりやむを得ず実の親に代わり、施設のケアワーカーや里親、養親等の社会的親が子どもの養育にあたる場合があり (社会的養護)、その時は社会的親が重要な養育の基盤となる。網野 (2002a) によれば「児童にとって必要不可欠なのは、自分を守り、自分に心を向けていると実感させてくれる、信頼することのできる心理的親の存在である。したがって、児童の安全基地として存在し、心理的コミュニケーションを充足させることが、育ての親としての社会的親に何よりも欠かせない要件である。」とする。

社会的親には、先に述べた実親以外の家族、親族、施設や里親、養親といったもののほか、子どもが成長する中で関わり合う近隣関係など、地域の大人も含まれると考えられ、子どもの育ちの中で重要な役割を果たすといえる。社会的親との関係性は、レジリエンスを高める要因になるといえるだろう。

一方、社会的ネットワークの縮小化、地域との関係の希薄化は、社会的親との出会いを少なくしている。社会的親との出会いと結び付きを確保するためには、見守りも含めた細やかな市町村における体制整備が必要であり、近年になりネットワークを活用した支援体制を構築したこと自体は有益であるといえる。

しかし、現状の体制のように子育て支援や要保護児童福祉に実施体制を二元化したままの方法ではなく、全ての子どもにまんべんなくその機会が届けられるような配慮が求められることとなる。特に、社会的養護のもとにいる子どもは、もともと暮らしていた地域から離れた場所で生活しており、地域に戻ってきた際のケアが十分でない状況を鑑みれば、地域を中心に行政や専門職を含めた社会的親が必要不可欠である。

その意味で、子ども家庭福祉の市町村を中心とした実施体制構築にあたっては、分野内の各領域にある舞台をターゲットにした細かな改革ではなく、基盤となる構造自体の組み換えが必要となってくる。その際は、レジリエンスの概念や子どもの特性、立場をふまえ、生活の中で培われる文化に触れて生きることができるよう、時間的連続性をも考慮した組み換えにしなければならないと考える。

6. 考察

(1) 社会的親と出会い関われる仕掛けの必要性

家族の規模や機能の縮小化、夫婦を基盤とした脆い関係性や社会的ネットワークとの結びつきの狭さや弱さ、地域とのつながりの希薄化等、環境の脆弱化もあいまって、どの子どもにも子ども家庭福祉の課題と直面し得る可能性があることが明らかになった。それに加え、単相的育児の中で育つ子どもにとって、

大人たちとの関わりの少なさは、モデルの獲得や多様な人間関係、社会性の発達、親準備性や大人準備性の機会を乏しくさせていることが明らかになった。これらは、現在子ども家庭福祉の課題や問題として、それを補完する支援が展開されており、例えば親準備性の乏しさには、赤ちゃんとのふれあい体験や母親・父親学級などが取り組まれている。このような状況を鑑みれば、単相的育児となる現在の分断された実施体制ではなく、子ども期に社会的親となる大人たちとの関わりを多く作り、複相的育児を可能にする実施体制を構築することが、子どもの最善の利益に照らした時に、人生の長期的な影響からもより有益であると考えられる。

また、子どもにとって特定の肯定・受容してくれている人物という安全基地を通じて、自己有能感、自尊の感情を育てていくことができること、保護・扶助としての福祉を必要とする子どものニーズを充足させることは安全基地の形成・再形成の営みであること（網野2002a）をふまえると、親以外の大人と関わる機会を通じて安全基地の形成や再形成が可能となるよう、市町村における専門職を含めたネットワーク型の援助を活用した実施体制とすることが必要であると考えられた。現在、いくつものネットワークが形成されているが、情報共有や支援方策を考え連携する目的だけではなく、公的なネットワークから子どもをとりまく私的なネットワークをつむいでいき、重層的な支援ネットワークのつながりの中で、子どもが社会的親と出会い、関わることやその視点をもつことが可能な仕掛けとすることが必要であると考えられる。

要支援児童や特定妊婦に関しては、市町村の要保護児童対策地域協議会（以下要対協）の活用において、まず関係者が前述の現状や理念に関する認識と視点を持つ必要がある。社会的親の自覚の有無によっても重層的なネットワーク作りや子どもとの関わり方が変わることが考えられるため、構成員が理念の共有をすることで、同じ方向を向いて子どもの時間軸、領域を超えた支援を検討しやすくなるのではないかと考えられる。

現在整備されつつある市区町村子ども家庭総合支援拠点にも上述の視点が必要であり、人口規模で果たす役割が異なる可能性がある（佐藤ほか2018）が、各市町村域の全体的なソーシャルワークや調整の中で、関係者にその視点を提供し、共通意識を図ることも考えられてよいのではないかと考えられる。そのためには、要対協をはじめ、対象を限定して対応する既存のプラットフォームをつなぐ役割を果たさなければならない。

(2) レジリエンスと社会的親に着目した市町村中心の実施体制の必要性

逆境やあいまいな喪失の状況に置かれた子どもには、そのレジリエンスを高め、支える必要性があることが明らかになった。これは、子どもと家族を取り巻く現状を鑑みれば、要保護児童に限らず、全ての子どもに対する認識とすることが重要である。

レジリエンスは、「生涯を通して必要なもの」であることから、子どもの支援は子ども期のある特定の時期に、特定の領域だけが関わるのではなく、子ども期全体、必要があればその先まで見通して、支援チームを形成してその支援の連続性を担保することが必要である。しかし、現在の子どもの家庭福祉の実施体制は、都道府県と市町村で土台が分かれているだけでなく、領域ごとに舞台を形成しており、それが子どもの年齢や課題ごとに分かれている。子どもの生活は家庭でも、施設でも、里親のもとであっても、基本的には市町村で、その地域で営まれる。そうであれば、一貫して、継続的で、包括的な支援をするためには、市町村を中心とした体制で支援チームを形成して、子どもが安全基地を作り易い環境を構成した方が、社会的親と出会い関わる機会が増え、レジリエンスを示した人の特徴（仁平2002）にある「他者の信頼と利用、メンターの存在」を可能にし、レジリエンスを支えやすくなると考えられる。支援チームは専門的社会的親であるため、子どもの成長とともにメンバーは変わっていくが、その時その時を大切に子どもと

関われば、子どもが「人生のどこかで良い人間関係を経験すること」に寄与することができるだろう。また、子どもができる限り地域の中で私的なつながりを持てるよう、地域の中にいる社会的親を探し、つなぐことも必要になるだろう。これが公的なネットワークを支援のベースとする意義でもありとえられる。レジリエンスは、こうした制度的な課題を検討する際にも有益な示唆をもたらしていることが明らかになった。

筆者も参画した子どもの未来を考える研究会(2017)は、子ども家庭福祉分野における地域包括的・継続的支援体制について、「市町村域ないしは市内のいくつかの区域を基盤として、子どもの成長段階や問題によって制度間の切れ目の多い子ども家庭福祉問題に、多機関・多職種連携により包括的で継続的な支援を行い、問題の解決をめざすシステムづくりをいう。」と定義した。制度間の切れ目をなくすには、土台を1つにする必要があり、それが市町村中心の体制である。その根幹に据える理念には、長期的にみて子どもの最善の利益にかなうよう、地域において子どもが安全基地を獲得しやすい環境を整えること、逆境やあいまいな喪失と向き合うためのレジリエンスやそれを支える大人すなわち社会的親との出会いと関わりを子どもに保障するといった、子どもを中心とした論理が必要である。

子ども家庭福祉行政実施体制を市町村中心に再構築するためには、緊急対応で虐待から子どもの命を救ったり、司法関与を求めたり、PTSDや障害などで治療が必要な関わりとはまた別の観点で、子どもの力を支え、生きていくための環境づくりが必要であることを認めなければならない。虐待の保護や対応とその後の受け皿としての社会的養護が課題として挙げられやすいが、今の実施体制のままでは、保護された後の子どもたちを地域の中で受け止めることは困難であろう。

本研究で明らかにしたように、子どもにとって地域で生きることがいかに必要であることを示す理念を、領域や専門性を超えて共有することが肝要である。子どもの立場を中心に据えた市町村中心の子ども家庭福祉行政実施体制は、子どもの安全基地とレジリエンスを獲得しやすい環境を整えることでもあり、長期的な子どもの最善の利益に寄与できると考えられる。

注

- 1) それぞれの位座が家族関係の中で夫に対する妻、娘に対する母等として捉えられる時。結婚・出生により特定の家族の中に位座を得た時自動的に帰属する。森岡清美、望月嵩(1997)『新しい家族社会学四訂版』培風館

引用文献

- Ahmed, A.(2007). Post-traumatic stress disorder, resilience and vulnerability. *Advances in Psychiatric Treatment*, 13(5), 369-375.
- 網野武博(2002a)『児童福祉学』中央法規, 12-13, 21, 69, 80, 172-187, 195-197.
- 網野武博(2002b)「青少年の育成に関する有識者懇談会」第2回「青少年の育成のあり方について(乳幼児期)」
配布資料 <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/ikuseikon/kondan020517/02shiryou/02shiryou1-1.pdf> (参照2018.6.10)
- 網野武博(2005)「次世代育成支援対策のこれから 次世代育成支援の主体、次世代育成の主体」日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部『母子保健情報』第52号, 恩賜財団母子愛育会, 107.
- 新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会(2014)『子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム～みんなで取り組む地域の基盤づくり～』全国社会福祉協議会.
- 柏女霊峰、佐藤まゆみ(2017)「共生社会創出のための子ども家庭福祉サービス供給体制―子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援をめざして―」『すべての子どもが日本の子どもとして大切に守られるために』平成28年度日本財団助成事業報告書.
- 門永朋子、岩間伸之、山縣文治(2008)「子ども家庭福祉実践における『レジリエンス』の可能性―マーク・フレイザー(Mark W. fraser)らによる概念整理を通して―」日本子ども家庭福祉学会第9回全国大会当日配布資料.
- 門永朋子、岩間伸之、山縣文治訳(2009)『子どものリスクとレジリエンス - 子どもの力を活かす援助 - 』ミネルヴァ書房, 36-37.
- 門永朋子(2011)「子ども家庭福祉実践におけるリスクとレジリエンスの視座の可能性」『子ども家庭福祉学』第10号 日本子ども家庭福祉学会, 1-10.
- 季刊ピィ編集部(2013)「特集『あいまいな喪失』にどう向き合うかPART1来日公演 ポーリン・ボス博士が提唱すること」, 第29

- 巻1号, ASK, 9-14.
- 厚生労働省子ども家庭局 (2018)「児童虐待防止対策の取組状況について (平成30年6月)」, 29.
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000213087.pdf> (参照2018.6.29)
- 松島秀明 (2014)「レジリエンスを培うもの—ハワイ・カウアイ島での698人の子どもの追跡研究から—」『児童心理』第68巻第11号, 金子書房, 40-45.
- 仁平義明 (2002)「心の回復力を育てる」『ほんとうのお父さんになるための15章—父と子の発達心理学』ブレーン出版 89-96.
- 仁平義明 (2014)「レジリエンス研究の現在」『児童心理』第68巻第11号, 金子書房, 13-20.
- 野々山久也監訳 デイヴィド・チール (2006)『家族ライフスタイルの社会学』ミネルヴァ書房.
- 小塩真司、中谷素之、金子一史ほか (2002)「資料 ネガティブな出来事からの立ち直りを導く心理的特性—精神的回復力尺度の作成」『カウンセリング研究』35 (1), 日本カウンセリング学会, 57-65.
- 岡野憲一郎 (2009)「心的外傷とレジリエンスの概念」『トラウマティック・ストレス』第7巻2号, 52-60.
- ポーリン・ボス著 南山浩二訳 (2005)『「さよなら」のない別れ 別れのない「さよなら」—あいまいな喪失—』学文社, 8-10.
- ポーリン・ボス著 和田秀樹監訳森村里美訳 (2014)『認知症の人を愛すること 曖昧な喪失と悲しみに立ち向かうために』誠信書房, 2, 10, 62-63.
- ポーリン・ボス著 中島聡美・石井千賀子監訳 (2015)『あいまいな喪失とトラウマからの回復 家族とコミュニティのレジリエンス』誠信書房, 10, 15, 17, 39.
- 才村純、澁谷昌史、柏女霊峰ほか (2006)「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第42集 日本子ども家庭総合研究所, 147-175.
- 佐藤まゆみ (2012)『市町村中心の子ども家庭福祉』生活書院.
- 佐藤まゆみ (2017a)「子どもが育つ生活の舞台とその土台を考える—市町村中心の子ども家庭福祉」『世界の児童と母性』vol.82, 資生堂社会福祉事業財団, 36-42.
- 佐藤まゆみ (2017b)「市町村における子ども家庭福祉行政実施体制の評価と課題」『和洋女子大学紀要』第57集, 和洋女子大学, 119-131.
- 佐藤まゆみ、永野咲、柏女霊峰ほか (2018)「地域包括的・継続的支援体制の実現のための子ども家庭福祉行政のあり方に関する研究 (その2)—質問紙調査のクロス集計結果から—」『第19回日本子ども家庭福祉学会全国大会要旨集』日本子ども家庭福祉学会, 94-95.
- 社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告 (提言)」(平成28年3月10日), 厚生労働省.
- 庄司順一 (2009)「レジリエンスについて」『人間福祉学研究』第2巻第1号 関西学院大学, 35-47.
- 庄司順一 (2011)「子ども虐待」家庭的保育研究会『家庭的保育の基本と実践』福村出版, 185.
- 総務省統計局 (2016)「平成27年国勢調査世帯構造等基本集計 (母子・父子世帯, 親子の同居など)」
<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003193700> (参照2018.1.17)
- 高辻千恵 (2010)「子どもの心のしなやかさ (レジリエンス) を育む」『教育と医学』第679巻1号, 慶應義塾大学出版会, 60-66.
- 地域包括ケア研究会 (2013)「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点 平成25年3月」三菱UFJリサーチ&コンサルティング
http://www.murc.jp/uploads/2013/04/koukai130423_gaiyou.pdf (参照2018.8.14)

佐藤まゆみ (和洋女子大学 家政学部 家政福祉学科 准教授)

(2018年11月16日受理)